

基準 1 1. 社会的責務

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 1 1 - 1 の事実の説明 (現状)

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

組織倫理の基本となる規程は、「学校法人花園学園寄附行為」「花園大学学則」に基づいて、「花園大学就業規則」「事務分掌規程」「業務規程」として定められている。「花園大学就業規則」は、職員の服務規律、待遇に関する基準その他就業に関する事項を定めている。「事務分掌規程」は、本学の事務の能率的な遂行のために必要な事務組織及び事務分掌を定めており、「業務規程」は、本学の教職員組織、職制、職務についての必要事項を定めている。これらの規程は、花園大学の職務・役割分担を定め、社会的機関としての組織倫理の中核をなすものである。

また、本学は、1999年4月に「花園大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、2000年10月には「花園大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を作成した。なお、セクハラ防止とは別に、「花園大学キャンパス・ハラスメントに関するガイドライン」も作成し、セクハラガイドラインとともに配布している。キャンパス・ハラスメントは、教職員による学生・院生に対するセクハラ以外の強権的な人権侵害の防止を目的としたものである。なお、これら規程、ガイドラインは、花園大学人権教育研究センター、花園大学人権教育研究委員会が中心となって策定された。本学の人権教育研究センターは、1992年に作られた「人権教育研究室」を母体として2002年に設置されたもので、その設置目的は「本学の建学の精神に則り、人権問題に関する研究・調査及び資料の収集等を通じて、本学における人権意識の啓発と人権教育の推進に寄与すること」と「花園大学人権教育研究センター規程」に明記されている。

個人情報保護に関しては、「花園大学個人情報の保護に関する規程」を制定し、これに基づいて個人情報の保護に努めている。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学では、組織倫理に関する基本原則として「花園大学就業規則」「事務分掌規程」「業務規程」等が定められ運営されていることは言うまでもないが、より具体的にセクシャル・ハラスメントの防止や個人情報の保護に取り組んでいる。

セクシャル・ハラスメントの防止に関しては、規程やガイドラインの制定に止まらず、毎年4月にリーフレット『STOP! セクシャル・ハラスメント』(人権教育研究センター)を作成・発行し、学生・教職員に配布している。新入生には、入学時のオリエンテーションで、特に時間をとって人権問題講演会としてセクハラ防止を呼びかけている。『STOP! セクシャル・ハラスメント』には、セクハラ定義、セクハラ具体像、セクハラを受けた時の対処方法が判りやすいことばで表現され、学内相談員(女性教員2名・女性職員2名)やNPO法人日本フェミニストカウンセリング学会会員の学外相談員、学外相談機関(京都市女性協会ウイングス京都・京都府女性総合センター

等)の連絡先が印刷されている。

人権問題に関しては、人権教育研究センターが中心となって、各種の取組みを行っている。上記セクハラ防止に関する取組みのほか、花園大学人権教育研究会を定期開催している。2006年度は年間4回の例会が開催され、学内はもとより学外者にも参加が呼びかけられている。その他、紀要「人権教育研究」の発行、市販本：花園大学人権論集の発行（批評社）、花園大学人権週間行事の企画・運営、「花園大学人権教育研究センター報」の発行、現地学習・フィールドワークの実施等である。

個人情報の保護に関しては、本学のホームページに「花園大学個人情報保護に関する基本方針」を掲載し、学外に本学の姿勢を明確に提示して、個人情報の保護に取り組んでいる。

(2) 11-1の自己評価

本学における組織倫理に関する規程は、一応整備できていると考えている。セクシャル・ハラスメントの防止や個人情報の保護など、より具体的な課題に関しても、規程の整備とともに着実な運用が行われている。人権問題に関する取組みは、人権教育研究センターを中心に、積極的な啓発活動・教育研究活動が行われている。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

高い公共性を有する大学が社会的存在としての役割を果たして行くためには、現状に甘んじることなく今以上に信頼の維持・向上を目指して努力する必要がある。これについては、執行部会議での現行制度の再点検等を実施して行きたい。

11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学の危機管理体制は、火災その他の災害が発生した場合の人的、物的被害の軽減を図る目的で「花園大学防火管理規程」が制定され、防火対策委員会及び花園大学自衛消防隊組織が編成されている。

また、「防災マニュアル」を策定し火災事故・地震災害・水損事故等に対処した緊急連絡・安全管理・災害時行動マニュアル・防災設備・防災監視・防災備品等を定めている。大規模な自然災害（水害・地震等）に対する備えとしては、各種の防災機材が定められた倉庫に備蓄されている。

学生の学外でのトラブル（悪徳商法・架空請求その他）は、学生課発行の「学生生活ガイド」で注意を呼びかけるとともに、学生課や学生相談室が窓口となって対応処置を講じている。また、新入生に対しては、入学時の新入生オリエンテーションで特に注意を喚起している。

学内警備体制については、学外機関に委嘱して実施している。入校チェックや定期的な防犯パトロール、夜間警備等を実施しており、学内における防犯体制の構築に取り組んでいる。

(2) 11-2の自己評価

総務部庶務管理課が中心となって、防災機材の保管・整備が行われ、災害への備えが調えられている。学内警備体制は、学外機関に委嘱して実施され、学内における防犯体制が構築されている。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

危機管理の体制は、適切な取組みが行われていると考えているが、常にその体制の再点検を怠らず、着実に細心の注意を払って運営してゆくことが肝要であり、庶務管理課を中心に再点検に取り組んでいきたい。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学では、教員の氏名、職名、専門分野、研究テーマ、主な研究業績を本学のホームページ上に公開している。また、本学の教員は、その専門とする学問分野や領域・研究の経歴と主な業績について科学技術振興機構の“ReaD”に登録している。この情報は、インターネット上で公開されている。

論文等の具体的な研究業績の発表の場としての研究紀要は、学部・学科・研究所等で毎年次のようなもの刊行されている。「花園大学文学部研究紀要」(文学部)、「禅学研究」(禅学研究会)、「花園史学」(花園大学史学会)、「国文学論究」(花園大学国文学会)、「花園大学社会福祉学部研究紀要」(社会福祉学部)、「福祉と人間科学」(花園大学社会福祉学会)、「人権教育研究」(人権教育研究センター)、「花園大学国際禅学研究所論叢」(花園大学国際禅学研究所)。なお、これらの紀要は、学内外の諸機関に配布されている。

花園大学国際禅学研究所では、独自のホームページを開設し、研究所の研究成果について公開している。

保護者への広報活動としては、後援会通信「ひしょう」が年二回発行されている。後援会は、保護者の組織として活動しているもので、「ひしょう」には、後援会の活動報告を中心に、大学行事・大学人事・大学の財務状況・学生の活動・教員の研究活動等の紹介や報告が掲載されている。また、同窓会への広報活動としては、同窓会通信「東涌西没」が年二回発行され、同窓生に対して、同窓会活動を中心に本学の教育研究活動や学生の活動状況などを報告している。

(2) 11-3の自己評価

教員の研究業績は、本学のホームページに公開されている。また、研究成果の発表媒体としての研究紀要は、各学部のみならず各学科においても毎年発行されており、大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制は、充分整備されて

いると考えている。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の研究業績は、Web上に公表されているが、研究紀要等のこれまでの研究成果の蓄積を電子情報化して学内外に発信できる体制にはなっていない。今後、情報化委員会でこうした広報活動体制についても検討していきたい。

〔基準11の自己評価〕

組織倫理に関する規程は、整備されている。セクシャル・ハラスメントの防止や個人情報保護など、より具体的な課題に関しても、規程の整備とともに着実な運用が行われている。人権問題に関する取組みは、人権教育研究センターを中心に、積極的な啓発活動・教育研究活動が行われている。

危機管理体制は、防災マニュアル等が整備され、災害への備えが調えられている。学内警備体制は、学外機関に委嘱して実施され、学内における防犯体制が構築されている。

大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制は、整備されている。教員の研究業績は、本学のホームページに公開されている。また、研究成果の発表媒体としての研究紀要は、各学部のみならず各学科においても毎年発行されている。

〔基準11の改善・向上の方策（将来計画）〕

危機管理は、常にその体制の再点検を怠らず、着実に細心の注意を払って運営してゆくことが肝要である。教育研究成果の広報体制については、研究成果の蓄積を電子情報化して学内外に発信できるよう、今後、情報化委員会で検討していきたい。